電子傾斜計

改正対象

安全設備規則

(日本籍船舶用及び外国籍船舶用(翻訳))

国際条約による証書に関する規則

安全設備規則検査要領

(日本籍船舶用)

改正理由

近年、コンテナ運搬船の荷崩れや、ばら積貨物船の貨物液状化による転覆事故が問題視されている。しかし、このような海難事故の調査において、事故発生時の船舶の運動を解析するために役立つと考えられるヒール角の情報を、航海情報記録装置(VDR)に記録することは要求されていない。

このため、2023 年 5 月に開催された IMO 第 107 回海上安全委員会(MSC107)において、総トン数 3,000 トン以上のコンテナ運搬船及びばら積貨物船には電子傾斜計を搭載し、その出力を VDR に記録することを義務化する SOLAS 条約第 V 章の改正が、決議 MSC.532(107)として採択された。

また、上記 SOLAS 条約第 V 章の改正を受けて、貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書並びにこれらの証書を補足する貨物船の安全のための設備の記録(Form E 及び Form C) の様式の改正が、決議 MSC.532(107)及び 534(107)として採択された。この改正には、Form E 及び Form C の軽微な修正も含まれている。

今般,決議 MSC.532(107)及び 534(107)に基づき,関連規定を改める。また,決議 MSC.363(92)に基づき,電子傾斜計の性能基準を規定する。

改正内容

- (1) 電子傾斜計の搭載及び検査に関する要件を規定する。
- (2) 電子傾斜計の性能基準を規定する。
- (3) 貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書並びにこれらの証書を補足する貨物 船の安全のための設備の記録(Form E 及び Form C)の様式を改める。

施行及び適用

2026年1月1日から施行

ID:DD24-04

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた アスタリスク (*) は、その規則に対応する 要領があることを示しております。

新	旧	備考
	国際条約による証書に関する規則	
(日本籍船舶用)		
様式 1-2		
	貨物船安全設備証書 CARGO SHIP SAFETY EQUIPMENT CERTIFICATE	
	(省略)	
船舶の種類 ⁴⁾ Type of ship バルクキャリア Bulk carrier 油タンカー Oil tanker 化学薬品タンカー Chemical tanker ガス運搬船 Gas carrier コンテナ運搬船 Containership 上記以外の貨物船 Cargo ship other than any of the abov	re (省略)	決議 MSC.532(107) 12 (決議 MSC.534(107) 1) の取入れ。

新	旧	備考
様式 1-3		
貨物船の安全のための RECORD OF EQUIPMENT FOR O (省間 2. 救命設備の詳細 Details of life-saving appliances	CARGO SHIP SAFETY (FORM E)	
備えている救命設備 1 Total number of persons for which life-saving appliances a	総計 人分	
(省印	略)	
8 救命胴衣の数 Number of lifejackets 9 イマーション・スーツ <u>の数</u> Number of immersion suits 9.1 総数 Total number 9.2 教命胴衣の要件を満たすイマーション・スーツの数 Number of suits complying with the requirements for lifejacl 10 耐暴露服の数 Number of anti-exposure suits	kots	決議 MSC.532(107) 13 の取入れ。 決議 MSC.207(81)よる LSA Code の改正(2010 年7月1日発行)により、イマーション・ス ーツの救命胴衣としての兼用が認められなくなったことを受
3. 航海設備の詳細 Details of navigational systems and equipment		けて、様式を修正。
項目 Item (省區	実際の措置 Actual provision 略)	
16 <u>電子傾斜計</u> Electronic inclinometer		決議 MSC.532(107) 14 の取入れ。

新		旧	備考
	(省略)		
様式 1-6			
	貨物船安全	計書	
	CARGO SHIP SAFE		
	(省略)		
船舶の種類 5) Type of ship			
バルクキャリア			
Bulk carrier 油タンカー			
Oil tanker			
化学薬品タンカー Chemical tanker			
ガス運搬船			
Gas carrier			決議MSC.534(107)2の
コンテナ運搬船 <u>Containership</u>			取入れ。
上記以外の貨物船			
Cargo ship other than any of the above	(z l \text{\text{m}} \text{\text{T}} \)		
	(省略)		

新	旧	備考
様式 1-7		
貨物船の安全のための RECORD OF EQUIPMENT FOR (省 2. 救命設備の詳細 Details of life-saving appliances	CARGO SHIP SAFETY (FORM C)	
備えている救命設備	総計 人分	
Total number of persons for which life-saving appliances a	are provided	
(省	略)	
8 救命胴衣の数 Number of lifejackets 9 イマーション・スーツ <u>の数</u> Number of immersion suits 9:1 総数 Total number 9:2 教命胴衣の要件を満たすイマーション・スーツの数 Number of suits complying with the requirements for lifejac 耐暴露服の数 Number of anti-exposure suits (省 5. 航海設備の詳細		決議 MSC.532(107) 16 の取入れ。 Form E と同様の理由 により、様式を修正。
Details of navigational systems and equipment 項目	実際の措置	
ります。 Item (省 M橋航海当直警報装置 (BNWAS) Bridge navigational watch alarm system (BNWAS) 電子傾斜計	Actual provision	決議 MSC.532(107) 17
Electronic inclinometer		の取入れ。
(省	略)	

「電子傾斜計」 新旧対照表			
旧	備考		
安全設備規則			
(日本籍船舶用)			
2. 编一 - 松木			
2 編 (快) (1)			
2 音			
2 平 豆虾1天豆			
2.1 製造中登録検査			
2.1.2 提出図面及びその他の書類*			
-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶について			
は,工事の着手に先立ち,次の(1)から(8)に掲げる図面及			
び書類(以下,本章において「承認用図面等」という。)			
0			
,			
	日 安全設備規則 (日本籍船舶用) 2編 検査 2章 登録検査 2.1 製造中登録検査 2.1.2 提出図面及びその他の書類* -1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち、次の(1)から(8)に掲げる図面及び書類(以下、本章において「承認用図面等」という。)を提出して、本会の審査を受けなければならない。設備登録申込者は、本会が別に定めるところにより登録検査申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。 ((1)から(5)は省略) (6) 航海設備図(磁気コンパス(羅盆を含む)、ジャイロコンパス、航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、音響測深機、船速距離計、舵角指示器、プロペラ回転数表示器、プロペラ回転方向(可変ピ		

計(ある場合に限る),回頭角速度計,衛星航法装置,レーダー反射器,音響受信装置,船首方位 伝達装置,船舶自動識別装置,簡易型船舶自動識 別装置,航海情報記録装置,船首方位制御方式自動操舵装置(又は航跡制御方式自動操舵装置),船橋航海当直警報装置,電子海図情報表示装置,昼間信号灯,電子傾斜計の数量及び要目を示したもの)

((7)から(8)は省略)

2.1.3 船上に保持すべき図面及び書類*

-4. 製造中登録検査の完了に際しては、次の(1)から (35)に掲げる機器について、検査又は検定に合格しているものであることを示す証明書 (有効期限がある証明書については、登録検査時に有効であること)が船舶に備えられていなければならない。なお、就航後に本船上の機器・装置等が更新されない限り、これらの証明書を更新することを要しない。

((1)から(36)は省略)

(37) 電子傾斜計

2.1.5 検査

-1. 安全設備に関しては,次の(1)から(10)に掲げる検査対象のうち該当するものを実施しなければならない。ただし,製造工場等の設備,技術及び品質管理の実状に応じて立会を増減することがある。

((1)から(7)は省略)

(8) 磁気コンパス(羅盆を含む), ジャイロコンパス, 航海用レーダー, 電子プロッティング装置, 自動

計(ある場合に限る),回頭角速度計,衛星航法装置,レーダー反射器,音響受信装置,船首方位 伝達装置,船舶自動識別装置,簡易型船舶自動識 別装置,航海情報記録装置,船首方位制御方式自 動操舵装置(又は航跡制御方式自動操舵装置), 船橋航海当直警報装置,電子海図情報表示装置, 昼間信号灯の数量及び要目を示したもの)

((7)から(8)は省略)

2.1.3 船上に保持すべき図面及び書類*

-4. 製造中登録検査の完了に際しては、次の(1)から (35)に掲げる機器について、検査又は検定に合格しているものであることを示す証明書 (有効期限がある証明書については、登録検査時に有効であること)が船舶に備えられていなければならない。なお、就航後に本船上の機器・装置等が更新されない限り、これらの証明書を更新することを要しない。

((1)から(36)は省略)

(新規)

2.1.5 検査

-1. 安全設備に関しては,次の(1)から(10)に掲げる検査対象のうち該当するものを実施しなければならない。ただし,製造工場等の設備,技術及び品質管理の実状に応じて立会を増減することがある。

((1)から(7)は省略)

(8) 磁気コンパス (羅盆を含む), ジャイロコンパス, 航海用レーダー, 電子プロッティング装置, 自動 電子傾斜計を追加。

備考

電子傾斜計を追加。

新	旧	備考
物標追跡装置,自動衝突予防援助装置,音響測深機,船速距離計,舵角指示器,プロペラ回転数表示器,プロペラ回転方向(可変ピッチプロペラの場合にはピッチ角)表示器,推力計(ある場合に限る),回頭角速度計,衛星航法装置,レーダー反射器,音響受信装置,船首方位伝達装置,船舶自動識別装置,簡易型船舶自動識別装置,航海情報記録装置,船首方位制御方式自動操舵装置(又は航跡制御方式自動操舵装置),船橋航海当直警報装置,電子海図情報表示装置,昼間信号灯,電子傾斜計,水先人用移乗設備の試験。	物標追跡装置,自動衝突予防援助装置,音響測深機,船速距離計,舵角指示器,プロペラ回転数表示器,プロペラ回転方向(可変ピッチプロペラの場合にはピッチ角)表示器,推力計(ある場合に限る),回頭角速度計,衛星航法装置,レーダー反射器,音響受信装置,船首方位伝達装置,船舶自動識別装置,簡易型船舶自動識別装置,航海情報記録装置,船首方位制御方式自動操舵装置(又は航跡制御方式自動操舵装置),船橋航海当直警報装置,電子海図情報表示装置,昼間信号灯,水先人用移乗設備の試験。	電子傾斜計を追加。
((9)及び(10)は省略) 3章 年次検査 3.2 安全設備の年次検査 3.2.4 安全設備の整備確認*	((9)及び(10)は省略) 3 章 年次検査 3.2 安全設備の年次検査 3.2.4 安全設備の整備確認*	

新	旧	備考
	表 3.2 安全設備の現状検査	
検査項目	確認事項	
非常配置表等	最新の非常配置表が目に付き易い場所に掲示されていることを確認する。 救命艇及び救命いかだの乗艇場所の近傍にその操作のためのポスター等が掲げ られていることを確認する。	
救命艇及び救命いかだ	救命艇及び救命いかだ (艤装品,救命艇離脱装置,救命艇水圧離脱保護装置及び救命いかだ用水圧式離脱装置を含む)が現状良好であることを確認する。救命艇及び救命いかだに搭載されている艤装品の有効期限を確認する。	
救助艇	救助艇(艤装品を含む)が現状良好であることを確認する。	
救命索発射装置	ロケットの有効期限を確認する。	
落下傘付信号及び火せん	本体の有効期限を確認する。	
救命胴衣, イマーションスーツ及 び耐暴露服	備え付けられた救命胴衣(笛,再帰反射材及び救命胴衣灯を含む),イマーションスーツ及び耐暴露服が現状良好であることを確認する。	
救命浮環	1) 備え付けられた救命浮環(自己点火灯,自己発煙信号及び浮揚性の索を含む)が現状良好であることを確認する。 2) 自己発煙信号の有効期限を確認する。	
航海灯、形象物及び音響信号装置	航海灯、形象物及び音響信号装置が現状良好であることを確認する。	
磁気コンパス(羅盆を含む) ジャイロコンパス 航海用レーダー 電子プロッティング装置 自動物標追跡装置 自動衝突予防援助装置 音響測深機 船速距離計	現状良好であることを確認する。ただし、作動させて確認することが困難な場合には、記録によって確認して差し支えない。	

新	旧	備考
舵角指示器 プロペラピッチ表示器 推力計 回頭角速度計 衛星航法装置 レーダー反射器 音響受信法達装置 簡易型船前側方式自動操舵装置 (又は航跡制御方式自動操舵装置) 船橋航海当直警報装置 電子海路計 昼間信号灯 電子傾斜計 その他の航海設備 水先人用移乗設備 GMDSS 設備	現状良好であることを確認する。 現状良好であることを確認する。ただし、作動させて確認することが困難な場合には、記録によって確認して差し支えない。なお、当該確認のための作動を第三者が行う場合には、当該第三者は、本会が適当と認める事業者でなければならない。 試験所が発行する証明書を基に有効期限等を確認する。 本会が適当と認める事業者により適正な年次性能試験が実施されていることを確認する。	電子傾斜計を追加
船舶自動識別装置	本会が適当と認める事業者により適正な年次性能試験が実施されていることを 確認する。 試験結果報告書を基に有効期限等を確認する。	

新	旧	備考
4編 航海設備	4編 航海設備	
1章 通則	1章 通則	
1.1 一般	1.1 一般	
 1.1.2 用語<u>*</u> 本編で使用される用語については、次による。 ((1)及び(2)は省略) (3) 「ばら積貨物船」とは、鋼船規則 C 編 2-2 編附 属書 1.1 の An1.2.1(1)に定義するばら積貨物船を いう。 (4) 「コンテナ運搬船」とは、主としてコンテナを運搬する船舶をいう。 	1.1.2 用語本編で使用される用語については、次による。 ((1)及び(2)は省略) (新規)(新規)	決議 MSC.532(107) 5 の 取入れ。

新		備考
2 章 航海設備	2章 航海設備	
2.1 航海設備	2.1 航海設備	
2.1.34 電子傾斜計	(新規)	
-1. 2026 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある総ト	(新規)	決議MSC.532(107)7の
ン数3,000トン以上のコンテナ運搬船及びばら積貨物船		取入れ。
には、船舶のロール運動を計測、表示及び記録する電子 傾斜計を備えなければならない。		
-2. 電子傾斜計は , 附属書 4-2.1.34 に定める性能基準	(新規)	 決議MSC.532(107)6の
に適合したものでなければならない。		取入れ。
	a v Ehro	
2.5 試験	2.5 試験	
2.5.1 製造所等における試験*	2.5.1 製造所等における試験*	
次に掲げる装置,機器等は,付属する予備装置も含め, 船舶への搭載前に附属書に定める性能基準又はそれと	次に掲げる装置,機器等は,付属する予備装置も含め, 船舶への搭載前に附属書に定める性能基準又はそれと	
前舶への搭載前に附属者に定める性能基準又はてれる 同等以上の基準に適合するものであることを本会が適	局等以上の基準に適合するものであることを本会が適	
当と認める機関により確認されたものでなければなら	当と認める機関により確認されたものでなければなら	
ない。	ない。	
((1)は省略)	((1)は省略)	
(2) 磁気コンパス,ジャイロコンパス,音響測深機,	(2) 磁気コンパス,ジャイロコンパス,音響測深機,	
船速距離計,回頭角速度計,船首方位伝達装置並	船速距離計,回頭角速度計,船首方位伝達装置並	
びに船首方位制御方式, 航跡制御方式自動操舵 装置及び電子傾斜計	びに船首方位制御方式及び航跡制御方式自動操 舵装置	 電子傾斜計を追加。
((3)から(7)は省略)	((3)から(7)は省略)	12 4 12/4/11 C 75/440

新	旧	備考
3章 航路を制限される船舶及び小型の船舶に施 設される航海設備の特例	3章 航路を制限される船舶及び小型の船舶に施 設される航海設備の特例	
3.1 一般	3.1 一般	
3.1.2 航海設備の特例	3.1.2 航海設備の特例	
国際航海に従事する船舶であって船級符号に	国際航海に従事する船舶であって船級符号に	
Coasting Service 又はこれに相当する付記を有するもの	Coasting Service 又はこれに相当する付記を有するもの	
については、本会が差し支えないと認める場合に限り、	については、本会が差し支えないと認める場合に限り、	電子傾斜計の条番号
2章の規定のうち国際航海に従事する船舶に関する規定 (2.1.10、2.1.20、2.1.21、2.1.22、2.1.24、2.1.25	2章の規定のうち国際航海に従事する船舶に関する規定 (2.1.10 2.1.20 2.1.21 2.1.22 2.1.23 2.1.24 2.1.25	を追加。
(2.1.19, 2.1.20, 2.1.21, 2.1.22, 2.1.23, 2.1.24, 2.1.25, 2.1.27, 2.1.28, 2.1.29, 2.1.30, 2.1.31, 2.1.34, 2.3, 2.4.1	(2.1.19, 2.1.20, 2.1.21, 2.1.22, 2.1.23, 2.1.24, 2.1.25, 2.1.27, 2.1.28, 2.1.29, 2.1.30, 2.1.31, 2.3, 2.4.1 を除く。)	注:本規定の適用につ
を除く。) は適用しない。	2.1.27, 2.1.29, 2.1.30, 2.1.31, 2.3, 2.4.1 を除く。) は適用しない。	いては,国土交通省の 方針に整合予定。

· E J Igo	科司」利口为思衣	
新	旧	備考
附属書 4-2.1.34 電子傾斜計 ((IMO 決議 MSC.363(92))_	決議 MSC.363(92)を基
		に電子傾斜計の性能
		基準を規定。
1.1 一般		
		決議 MSC.363(92) 1
<u>1.1.1 一般</u>		
-1. 電子傾斜計は,船舶のロール周期及びヒール角に関する	る情報を提供することにより, 危険な状況を回避する	
ための船上での意思決定プロセスを支援すること、また、海	難事故調査の援助及び円滑化を図ることを目的とす	
<u>る。</u>		
-2. 電子傾斜計は、以下を高い信頼性で実行できるものと	すること。_	
(1) 要求される精度で実際のヒール角を測定すること		
(2) 要求される精度でロール振幅を測定すること		
(3) 要求される精度でロール周期を測定すること		
(4) 船橋の表示装置に情報を表示すること		
(5) ヒール角を航海情報記録装置(VDR) に即時に提供す	るための標準化されたインターフェースを備えるこ	
<u> </u>		
		決議 MSC.363(92) 2
<u>1.1.2 基準の適用</u>		` ′
-1. 本附属書は, 危険な状況を回避するための意思決定プロ	コセスの支援, 及び海難事故調査の援助を目的として	
船舶に搭載されるすべての電子式傾斜計に適用する。なお、貨	貨物の状態監視等の用途に使用される電子傾斜計には	
適用しない。		
-2. 電子傾斜計は,決議 A.694(17)に記載される一般要件((IEC 60945 参照) 及び決議 MSC.191(79)に記載される	
表示要件に加えて、これらの基準要求に適合し、IMO により打	采択された人間工学的基準に係る指針 (MSC/Circ.982	
参照)に従ったものとすること。		
		決議 MSC.363(92) 3
1.1.3 用語		
本附属書において使用される用語については次による。		
(1) 「ロール」とは、船舶の縦軸を中心とした運動をいう	<u> </u>	

「电子很料計」 新山为照衣	
新	備考
(2) 「実際のヒール角」とは、平衡状態(直立状態)の船舶を基準とした左舷又は右舷への瞬間的なロール角	
<u>をいう。</u>	
(3) 「ロール周期」とは、同一舷側における2回の連続する最大傾斜の間隔をいう。	
(4) 「ロール振幅」とは、左舷又は右舷側へのヒール角の最大値をいう。(4) 「ロール振幅」とは、左舷又は右舷側へのヒール角の最大値をいう。	
<u>1.2 センサー</u>	
	決議 MSC.363(92) 4
<u>1.2.1 実際のヒール角の計測</u>	
電子傾斜計は、±90 度の範囲にわたって、実際のヒール角を計測し、船舶のロール振幅を測定できるものであ	
<u>ること。</u>	
1.2.2 ロール周期の計測	決議 MSC.363(92) 5
1.2.2	
定できるものであること。	
<u>/C (C (0 (0) </u>	決議 MSC.363(92) 6
<u>1.2.3 精度</u>	
-1. 電子傾斜計は、船舶の動的状況を適切に評価するために十分な精度でデータを提供するものであること。計	
<u>測の最低精度は、角度計測では読み値の5%又は±1度のうちいずれか大きい方、時間計測では読み値の5%又は±</u>	
1秒のうちいずれか大きい方とする。	
-2. 実際のヒール角及び時間の計測精度は、船舶の他の直線的若しくは回転的な運動(例えば、サージ、スウェ	
<u>イ,ヒーブ,ピッチ,ヨー)又は-0.8Gから+0.8Gまでの横加速度によって過度に影響されるものでないこと。</u>	
1.3 操作要件及び機能要件	
121 末二亜ル	決議 MSC.363(92) 7
1.3.1 表示要件 1 電フ値引引はなの味知なまごよりできてこう。	
-1. 電子傾斜計は次の情報を表示するものであること。 (1)最小分解能 1 秒でのロール周期	
(2)最小分解能 1 度での左舷及び右舷のロール振幅	

「电子傾斜計」 新山外照衣	
新	備考
-2. 左舷又は右舷の実際のヒール角は、±45度の範囲内でアナログ表示するものであるこ	<u></u>
-3. 表示器は、専用のものを搭載しても、他の船橋システムに統合してもよい。	
	決議 MSC.363(92) 8
1.3.2 操作上の警告	
電子傾斜計には、設定されたヒール角を超えたことを示す警告を設けても差支えない。	決議 MSC.363(92) 9
1.3.3 性能試験, 故障及び表示	次議 MSC.303(92) 9
電子傾斜計は、すべての構成部品が正常に動作しているかどうか、また、提供された情報が	有効かどうかについ
て内部で確認し、使用者のために表示するものであること。	14774
<u>1.4 インターフェース及び統合</u>	
	为学 MGC 2(2(02) 10
1.4.1 他の装置との接続	決議 MSC.363(92) 10
-1. 電子傾斜計は、VDR 等の他のシステムに実際のヒール角に関する情報を提供するデジ	タル・インターフェ
ースを備え、少なくとも 5Hz の更新レートを有するものであること。また、ロール周期及び	
報を提供するデジタル・インターフェースを備えるものであること。(1.3.1-1.参照)	***************************************
-2. 電子傾斜計は,通信を容易にし,傾斜計から外部システムへ警告を転送し,外部システ	ムから警報を確認及
び消音するための双方向インターフェースを備えるものであること。	
-3. デジタル・インターフェースは、関連する国際規格(IEC 61162 参照)に従ったもので	<u>おること。</u>
	決議 MSC.363(92) 11
1.4.2 設置場所 表才係以影響とより、	
電子傾斜計のセンサーの設置場所は VDR の機器構成 (附属書 4-2.1.17 中, 1.1.7(19)参照) に	記録され、利用可能 VDR に記録すべき機器構成については、安
<u>であること。</u>	全設備規則附属書 4-
	2.1.17 中, 1.1.7(19)を参
	照のこと。
	決議 MSC.363(92) 12
1.4.3 給電	
電子傾斜計は、船舶の主電源から給電されること。また、非常用電源によっても動作可能な	<u>なものであること。</u>

新	旧	備考
(外国籍船舶用)	(外国籍船舶用)	
2章 安全設備の検査	2章 安全設備の検査	
2.2 登録検査	2.2 登録検査	
2.2.3 船上に保持すべき図面等 -4. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる機器について、検査又は検定に合格しているものであることを示す証明書(有効期限がある証明書については、登録検査時に有効であること)が船舶に備えられていることを確認する。 ((1)から(33)は省略) (34) 電子傾斜計	2.2.3 船上に保持すべき図面等 -4. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる機器について、検査又は検定に合格しているものであることを示す証明書(有効期限がある証明書については、登録検査時に有効であること)が船舶に備えられていることを確認する。 ((1)から(33)は省略) (新規)	電子傾斜計を追加。

新	旧	備考
3章 配置及び性能	3章 配置及び性能	
3.1 一般	3.1 一般	
3.1)gx	3.1 观义	
3.1.1 一般	3.1.1 一般	
-2. 以下に掲げる機器は本会の承認を得ること。ただ	-2. 以下に掲げる機器は本会の承認を得ること。ただ	
し、旗国、締約政府又は旗国が認めた第三者により承認	し、旗国、締約政府又は旗国が認めた第三者により承認	
された機器については,本会が適当と認める場合,本要	された機器については、本会が適当と認める場合、本要	
件を省略できる。	件を省略できる。	
(1) 航海設備	(1) 航海設備	
((a)から(w)は省略)	((a)から(w)は省略)	
(x) 電子傾斜計	(新規)	電子傾斜計を追加。
((2)から(6)は省略)	((2)から(6)は省略)	

新	旧	備考
(日本籍船舶用)	(日本籍船舶用)	
安全設備規則検査要領	安全設備規則検査要領	
4編 航海設備	4編 航海設備	
1 章 通則	1章 通則	
1.1 一般	1.1 一般	
1.1.2適用-1. 規則 4 編 1.1.2(3)にいう「ばら積貨物船」の定義等に関する決議 MSC.277(85)を参照すること。	(新規) (新規)	決議MSC.532(107)5脚 注1の取入れ。
-2. 規則 4 編 1.1.2(4)にいう「コンテナ」については、 「安全なコンテナのための国際条約」における定義を参 照すること。	(新規)	決議MSC.532(107)5脚 注2の取入れ。
附	則	
1. この改正は、2026年1月1日から施行する。		